## 芦屋市条例第32号

## 芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」と いう。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則	附則

(多機能端末機による証明書等に係る交付の特例)

用に係る電子計算機を経由して、本市の電子計算機と電気通信回 線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を 行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。) を利用することにより交付の申請があった市民税・県民税課税証 明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し 及び印鑑登録証明書に係る交付手数料については、別表 1 総 務関係の表番号1の項並びに別表 2 民生関係の表番号2の 項、4の項及び7の項中「300円」とあるのは「200円」と し、戸籍証明書(戸籍法(昭和22年法律第224号)第120 条の2第1項第1号の規定に基づく戸籍証明書を除く。)に係る交 付手数料については、同表番号13の項中「450円」とあるの は「350円」とする。

(多機能端末機による証明書等に係る交付の特例)

4 当分の間、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使 4 当分の間、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使 用に係る電子計算機を経由して、本市の電子計算機と電気通信回 線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を 行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。) を利用することにより交付の申請があった市民税・県民税課税証 明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し 及び印鑑登録証明書に係る交付手数料については、別表 1 総 務関係の表番号1の項並びに別表 2 民生関係の表番号2の 項、4の項及び7の項中「300円」とあるのは「200円」と し、戸籍の記録事項証明書に係る交付手数料については、同表番 号13の項中「450円」とあるのは「350円」とする。

改正後			改正前				
別表(第:	別表(第2条関係)			別表 (第2条関係)			
1 総務関係			1 総務関係				
(略)				(略)			
2 民生	上関係			2 民生	上関係		
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1~3	(略)	(略)	(略)	1~3	(略)	(略)	(略)
3 - 2	住民基本台帳法第15条の4	除票の写し又	1 通につき				
	第1項、第3項又は第4項の	は除票記載事	300円				
	規定に基づく除票の写し又は	項証明書の交					
	除票記載事項証明書の交付	付手数料					
4	(略)	(略)	(略)	4	(略)	(略)	(略)
5	住民基本台帳法第21条の3	戸籍の附票の	1 通につき	5	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
	第1項、第3項又は第4項の		300円				
	規定に基づく戸籍の附票の除	交付手数料					
	票の写しの交付						
$6 \sim 1 \ 2$	(略)	(略)	(略)	$6 \sim 1 \ 2$	(略)	(略)	(略)
1 3	戸籍法第10条第1項、第1		(略)	1 3	戸籍法 (昭和22年法律第2		(略)
	0条の2第1項若しくは第3				<u>24号)</u> 第10条第1項、第		
	項から第5項まで若しくは第				10条の2第1項若しくは第		
	126条の規定に基づく戸籍				3項から第5項まで若しくは	交付手数料	
	の謄本若しくは抄本の交付又				第126条の規定に基づく戸		
	は同法第120条第1項、第				籍の謄本若しくは抄本の交付		
	120条の2第1項第1号若				又は同法第120条第1項若		
	しくは第126条の規定に基				しくは第126条の規定に基		
	づく <u>戸籍証明書</u> の交付				づく磁気ディスクをもって調		
					製された戸籍に記録されてい		
					る事項の全部若しくは一部を		
					証明した書面の交付		

	改正後					改正前		
1 4	(略)	(略)	(略)	1 4	(略)		(略)	(略)
14 - 2	戸籍法第120条の3第2項	戸籍電子証明	1件につき					
	(同法第10条の2第2項の	書提供用識別	400円					
	請求を除く。)の規定に基づく	符号の発行手						
	戸籍電子証明書提供用識別符	<u>数料</u>						
	号の発行(情報通信技術を活							
	用した行政の推進等に関する							
	法律(平成14年法律第15							
	1号) 第7条第1項の規定に							
	より同法第6条第1項に規定							
	する電子情報処理組織を使用							
	する方法(総務省令で定める							
	ものに限る。以下この欄にお							
	いて同じ。)により戸籍電子証							
	明書提供用識別符号の発行を							
	行う場合(当該発行に係る戸							
	籍電子証明書の請求が同項の							
	規定により同項に規定する電							
	子情報処理組織を使用する方							
	法により行われた場合に限							
	る。)における当該発行及び戸							
	籍電子証明書提供用識別符号							
	の発行に係る戸籍電子証明書							
	の請求を行う者が同時に当該							
	戸籍電子証明書が証明する事							
	項と同一の事項を証明する戸							
	籍の謄本若しくは抄本又は戸							
	籍証明書の請求を行う場合に							
	おける当該発行を除く。)_							

改正後				改正前			
1 5	戸籍法第12条の2において 準用する同法第10条第1 項、第10条の2第1項若し くは第3項から第5項までの 規定若しくは同法第126条 の規定に基づく除かれた戸籍 の謄本若しくは抄本の交付又 は同法第120条第1項 <u>、第</u> 120条の2第1項第1号 しくは第126条の規定に基 づく <u>除籍証明書</u> の交付	は <u>除籍証明書</u> の交付手数料	(略)	1 5	戸籍法第12条の2において 準用する同法第10条第1 項、第10条の2第1項若し くは第3項から第5項までの 規定若しくは同法第126条 の規定に基づく除かれた戸籍 の謄本若しくは抄本の交付 は同法第120条第1項若し くは第126条の規定に基づ くび気ディスクをもって調 された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは 一部を証明した書面の交付	は <u>除籍の記録</u> 事項証明書の 交付手数料	(略)
1 6	(略)	(略)	(略)	1 6	(略)	(略)	(略)
16-2	戸籍法第120条の3第2項 (同法第10条の2第2項の 請求を除く。)の規定に基づく 除籍電子証明書提供用識別符 号の発行(情報通信技術を活 用した行政の推進等に関する 法律第7条第1項の規定によ り同法第6条第1項に規定す る電子情報処理組織を使用す る方法により除籍電子証明書 提供用識別符号の発行を行う 場合(当該発行に係る除籍電 子証明書の請求が同項の規定 により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法に	書提供用識別 符号の発行手 数料	1件につき 700円				

	改正後				改正前			
1 7	より行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の請求でに係る除籍電子に明書を記明書を記明書を行う者が同時する除籍では当事項を記明する除本を行う者が記明する除本では、上海を行う者が記明するながでは、「一方ののでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、」に、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、」に、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、」に、「一方のでは、」に、「一方のでは、「では、「一方ので	届出若しくは 申請の理書その 他の事項と を 事項は届 書等情報の内 交付手数料	(略)	1 7	戸籍法第48条第1項(同法 第117条において準用で進用で 場合を含む。)の規定に基基の 届出書の交付又は同法 第2項(同法第117条に 時2項(同法第117条に いて準用する場合を含む。) に しくは第126条の規定に して は第126条の規定に で して は ま の で は ま の た ま の に は ま の た き る れ の た き れ に に れ た き れ に れ た り た り れ り し く は り た り し く は り し く は り し く し く し く し く し く し く し く し く し く し	申請の受理証明書 <u>又は</u> 届書 その他の書類 の記載事項の 証明書の交付 手数料		
1 8	(略)	(略)	(略)	1 8	(略)	(略)	(略)	
1 9	戸籍法第48条第2項(同法		-	1 9	戸籍法第48条第2項(同法			
	第117条において準用する				第117条において準用する			
	場合を含む。)の規定に基づく				場合を含む。)の規定に基づく		0 円	
	届書その他市長の受理した書		したもの1		届書その他市長の受理した書			
	類を閲覧に供する事務 <u>又は同</u>		件につき		類を閲覧に供する事務			

改正後			改正前			
法第120条の6第1項の規 定に基づく届書等情報の内容 を表示したものを閲覧に供す る事務		350円				
$\begin{bmatrix} 2 & 0 & \sim & 3 \end{bmatrix}$ (略)	(略)	(略)	2 0 ~ 3 (略) 5	(略)	(略)	
3 建設関係~5 その他共通関係 (略) 3 建設関係~5 その他共通関係 (略)						

## 附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表 2民生関係の表中住民基本台帳法に係る改正規定は、公布の日から施行する。